

昭和四十九年農林省・通商産業省令第一号

消費生活用製品安全法施行規則

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）に基づき、並びに同法を実施するため、消費生活用製品安全法施行規則を次のように制定する。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（立入検査の証明書）

第二条 法第四十一条第一項の規定により、職員が立入検査をする場合における同条第四項の証明書は、様式によるものとする。

（意見の聴取）

第三条 法第五十条第一項の意見の聴取は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十条第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

2 議長は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の十五日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を審査請求人及び参加人に通知し、かつ、告示しなければならぬ。

3 議長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に対し意見聴取会に出席を求めることができる。

4 利害関係人（参加人を除く。）又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十日前までに、その事案について利害関係があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を議長に届け出なければならない。

5 議長は、前項の規定により届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

6 意見聴取会においては、審査請求人、参加人又はこれらの代理人、第三項の規定により意見聴取会に出席を求められた者及び第五項の規定による指定を受けた者以外の者は、意見を述べることができない。

7 意見聴取会においては、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。

9 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。

10 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第三項の規定により意見聴取会に出席を求められた者及び第五項の規定による指定を受けた者に通知しなければならない。

（条例等に係る適用除外）

第四条 第二条（都道府県知事又は市長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は市の条例、規則その他のために別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附 則 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十八年七月三〇日農林水産省・通商産業省令第三号）

この省令は、外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十七号）の施行の日（昭和五十八年八月一日）から施行する。

附 則（昭和五十八年二月一〇日農林水産省・通商産業省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年五月三〇日農林水産省・通商産業省令第一号）

この省令は、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律第十条の規定（消費生活用製品安全法別表の改正規定を除く。）の施行の日（昭和六十一年六月二十日）から施行する。

附 則（昭和六一年九月三〇日農林水産省・通商産業省令第三号）

この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則（平成六年九月二八日農林水産省・通商産業省令第二号）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成八年四月一日農林水産省・通商産業省令第二号）

この省令は、保険業法の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。

附 則（平成十二年三月二四日農林水産省・通商産業省令第三号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三一日農林水産省・通商産業省令第五号）

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十二年九月二六日農林水産省・通商産業省令第八号）

この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年二月二七日農林水産省・経済産業省令第一号）

（施行期日）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一九年四月五日農林水産省・経済産業省令第一号）

この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年五月十四日）から施行する。

附 則（平成二〇年七月二三日農林水産省・経済産業省令第五号）

この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附 則（平成二二年八月二八日内閣府・農林水産省・経済産業省令第一号）

この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日内閣府・農林水産省・経済産業省令第一号）

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三〇日内閣府・農林水産省・経済産業省令第一号）

この命令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日内閣府・農林水産省・経済産業省令第二号）


この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。


様式

第 号

(表面)

消費生活用製品安全法第 41 条第 1 項又は第 2 項の規定による

| | |
|--|--|
| 写  真 | 立 入 検 査 証 官職及び氏名 年 月 日生 年 月 日交付 |
|--|--|

主務大臣（経済産業局長・都道府県知事・市長） 

(裏面)

消費生活用製品安全法抜粋

(立入検査)

第 41 条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前 3 項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5～11 (略)

12 第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 59 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一～七 (略)

八 第 41 条第 1 項から第 3 項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 (略)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。